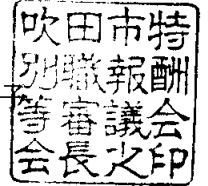


平成24年10月19日
(2012年)

吹田市長
井上 哲也 様

吹田市特別職報酬等審議会
会長 帯野 久美



議員報酬の額等について (答申)

平成23年12月8日付23吹総人第1079号で諮問のあった「特別職の給料及び議員報酬の額等」のうち、議員報酬の額等について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答申

1 議員報酬の額等

議員報酬の額等については、下記の額等とすることが適当である。

(1) 議員報酬月額

議 長	6 6 6, 0 0 0 円
副議長	6 3 0, 0 0 0 円
議 員	5 8 5, 0 0 0 円

(2) 期末手当の算定方法

現行どおり

(議員報酬+役職加算相当分) × 支給月数 (3. 9月)

(3) 政務調査費の額

会派の所属議員 1 人につき月額 6 6, 0 0 0 円

2 改定の考え方と意見

別添「議員報酬の額等にかかる改定の考え方と意見」のとおり

議員報酬の額等にかかる改定の考え方と意見
(吹田市特別職報酬等審議会)

はじめに

本審議会は、平成23年12月8日に、市長から議員報酬等のあり方とあるべき水準について諮問を受けた。

今回の諮問は、議員報酬の額だけでなく期末手当や政務調査費を含めた議員の報酬体系全体に踏み込んだ内容であり、前回までとは大きく異なっている。

本審議会への諮問は、市長給料等と同様に、平成6年2月以来、約17年ぶりであり、この間の社会経済情勢や自治体を取り巻く状況は大きく変化している。今後は、市長給料等と同様に定期的な審議会の開催が必要であると考えます。

諮問事項に対する本審議会の意見は以下のとおりであるので、市長にあっては、その意見を尊重のうえ、適切に対応することを求めたい。

1. 基本的な考え方

本審議会は、議員報酬等の額を審議するにあたり、議員の職務内容や責任の重さ、優れた人材確保の必要性、近隣都市や類似都市における議員報酬等の額との均衡、市長等常勤特別職や一般職の給与の状況、さらには、本市の財政状況や日本の社会経済情勢、諸外国における議員の状況、市民の理解や納得を得られる内容であるか等、様々な角度から議論を行った。

2. 議員報酬等を取り巻く状況

(1) これまでの改定経過

本審議会の前回の答申は、前々回の答申から2年経過後の平成6年3月に答申されているが、その内容は、大阪府内各市における議員報酬の状況や、一般職の職員の給与改定の状況などを総合的に勘案して、議員報酬の月額3万円の引上げを答申したものであった。答申に基づいて、議員報酬は平成6年4月に改定された。

その後、本審議会は約17年間開催されておらず、その間、本市における議員報酬の額は現在まで据え置かれている。なお、期末手当と政務調査費については、今回初めて諮問された。

(2) 近隣都市や類似都市における議員報酬の状況

本市の議長、副議長及び議員の報酬は、それぞれ月額で740,000円、700,000円、650,000円であり、議員報酬(650,000円)で見ると、政令市を除く大阪府内各市の平均額(592,516円)と比較して57,484円(約8.8%)高く、類似都市(全国特例市/人口規模20万人以上)との比較では101,830円(約15.7%)高い状況にある。

(3) 近隣都市や類似都市における政務調査費の状況

本市の政務調査費は、議員一人当たり年間1,320,000円(月額110,000円)であり、政令市を除く大阪府内31市の平均額(758,539円)と比較して561,461円(約42.5%)高く、類似都市(全国特例市/人口規模20万人以上)との比較では548,050円(約41.5%)高い状況にある。

(4) 近隣都市や類似都市における期末手当の支給状況

本市の期末手当の支給月数は3.9月であり、政令市を除く大阪府内31市の内30市が3.9月若しくは3.95月、類似都市(全国特例市/人口規模20万人以上)では、2.9月から4.4月まで幅広く規定されているが平均3.5月である。

また、本市の役職加算相当分の割合については20%であり、政令市を除く大阪府内31市の内27市が20%、類似都市(全国特例市/人口規模20万人以上)では、15%から45%まで幅広く規定されているが40市の内27市が20%である。

支給月数と役職加算相当分の割合を合わせて比較すると、本市の期末手当は概ね適正な水準にある。

(5) 市長等の常勤特別職の給与の状況

本審議会が平成24年2月14日に市長に答申した「特別職職員等の給料の額等について(答申)」及び「特別職職員等の給料等にかかる改定の考え方と意見」に基づき、市長が、本年3月議会及び5月議会において、市長等常勤特別職の給料の10%減額及び退職手当の約14%減額、並びに副市長等の特例減額の内容を修正する条例案を提案したが、議会で否決された。

なお、市長の給料等については、給料と期末手当の30%減額、退職手当の半減を内容とする特例減額を実施している。特例減額の期間は、平成23年9月1日から市長の任期の末日である平成27年5月13日までである。

また、副市長等の特別職についても、給料と期末手当の8%減額、退職手当の不支給を内容とする特例減額を実施している。特例減額の期間は、平成23年11月1日から平成27年5月13日までである。

(6) その他の状況

議員報酬等の検討にあたり考慮すべきその他の状況については、同時に諮問された市長給料等の改定を答申した際に示したとおりであるが、下記のとおり再掲する。なお、市長給料等の答申と、その根拠となるデータの時点を揃えるため、最新データへの置換えはしていない。

ア 本市一般職の給与の状況

地方公共団体の一般職の給与は、地方公務員法第24条において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定されている。これを「均衡の原則」と称し、一般的には国家公務員の給与に準ずることで、地方公務員法の目的が実現されると考えられている。

本市における一般職の給与はこれまで、国における民間給与実態調査で算出した官民比較に基づく人事院勧告を基本に、毎年改定を実施してきた。そうした意味から、一般職の給与改定は、その時々の経済・雇用等の社会情勢を適切に反映してきたものと言える。

平成23年4月時点の平均給料は、平成6年4月時点と比較して約18,500円(約5.5%)減少している。また、平成24年1月から実施した給料表等の制度改正と、時限的な措置としての特例減額を加味すれば、平成6年4月時点と比較して約31,500円(約9.4%)減少している。なお、平成24年1月時点で特例減額の影響を除くと約14,500円(約4.3%)の減少となる。

イ 本市の財政状況と行財政改革の取り組み

本市の財政状況については、長引く景気の低迷による市税の落ち込みなどから厳しい状況が続いている。平成6年度以降の赤字地方債発行累計額については、減税補てん債等が約234億円、臨時財政対策債が約246億円、合計では約480億円の発行額となっている。なお、平成22年度末での赤字地方債の未償還残高は約314億円である。

平成6年度以降、財源不足を補てんするため、赤字地方債の発行や財政調整基金の取り崩しを余儀なくされており、赤字地方債等による財源補てんがなければ、赤字となる厳しい状況である。

平成 23 年度当初予算編成時においても、財政調整基金の取崩しで 48 億円、臨時財政対策債の発行で 37 億円、合計で約 85 億円の財源不足の補てんを余儀なくされるなど、赤字構造が拡大する危機的状況が続いている。こうした状況の中、平成 23 年度からは「行政の維新プロジェクト」のもとで、持続可能な行財政運営を可能とするための財政指標として、平成 26 年度決算における「経常収支比率 95%以下」の達成を目標に、職員数の削減や事務事業の見直し等に取り組むとともに、平成 24 年 1 月以降は職員給料の特例減額（部長級 12.5%～係員 3%）を実施するなど、あらゆる対応策を講じて対応している。しかしながら、現時点では赤字体質の財政構造そのものを抜本的に改善するまでには至っておらず、本市の行財政改革の取り組みは、その途上にあるものと言わざるを得ない。

ウ 物価変動の状況

消費者物価指数の推移は、前回改定した平成6年度と平成22年度（直近）の比較では、全国の指数が100.8から99.6に1.2ポイント下がり、大阪市の指数が103.1から99.8に3.3ポイント下がっているため、こうした状況も考慮した。

3. 改定についての考え方と意見

(1) 議員の職責や活動について

「議員」は非常勤の特別職であるが、市長と同じく市民の直接選挙によって選ばれる。市民を代表する自治立法機関である市議会を構成し、吹田市の意思決定を担う重要な職責を担っている。

その活動範囲は、調査活動や政策立案、市長等の執行機関の行政運営の監視を始め、市民生活に最も近い存在として市民と行政をつなぐ役割を期待されるなど、広範かつ多岐にわたっている。

「議長」は、市議会を代表する地位にあつて市議会の意思を取りまとめるなど、一般の議員よりも重い職責を担っている。

「副議長」は議長を補佐し、代理する地位にあることから、議長に次ぐ職責を担っている。

議員制度は代表制民主主義の根幹をなすものであることから、その議員報酬や政務調査費の額は、議員活動を保障し、優秀な人材を確保する額とする必要がある。また、議長と副議長、副議長と議員の報酬月額は、その職責の違いを踏まえ、適切な差を設ける必要がある。

(2) 議員報酬等の改定の方向性について

議員報酬の額については、議員の職務内容や責任の重さを十分に考慮したが、近隣都市や全国の類似都市における議員報酬の額と比較して高い水準となっていることを始め、平成6年から現在までの間に、一般職の給与が引下げられていることや、常用労働者1人平均月間現金給与額の全国平均が平成6年度から平成23年度にかけて11.5%下落していること（厚生労働省「毎月勤労統計調査」より）、本市の財政状況が悪化していること、停滞する日本の社会経済情勢、さらには市民の理解を得られる内容であるか等を総合的に考慮して、議員報酬の水準を引き下げる必要があるとの結論になった。

議員の期末手当については、近隣都市や全国の類似都市との均衡などを考慮すると、支給月数や役職加算相当分の割合が概ね適正な水準にあることから、現行どおり市長等常勤特別職及び一般職の給与の取扱いに準じることが適当であると考え

る。
政務調査費については、近隣都市や全国の類似都市の水準との比較で40%強かい離していること等から、大幅に引き下げる必要があるとの結論になった。

(3) 審議会等の報酬について

審議会等の報酬については本審議会の審議事項ではないが、議員が議員の立場で審議会等に参画する場合は、すでに議員報酬が支給されているので、審議会等の委員報酬については不支給とすべきであるとの意見が複数の委員から出された。

(4) 制度全般のあり方について

今般の諮問が約17年ぶりで、その間の社会経済情勢等の変化が大きかったことなどから、支給水準を中心に審議した。審議の中で各委員から、報酬を月額制とすることの妥当性、非常勤である議員に期末手当を支給することの是非、政務調査費の望ましい用途など、制度全般のあり方について様々な意見が出た。しかし、答申に盛り込むまでには至らなかった。制度全般のあり方については、継続して調査・研究が必要であると考え、2年後に開催予定の審議会において改めて審議してほしい。

以上

吹田市特別職報酬等審議会 委員名簿(平成24年度(2012年度))

(敬称略)

	団 体 名		役 職	氏 名
1	学識経験者	和歌山大学 株式会社インターアクトジャパン	理事・副学長 代表取締役	◎帯野 久美子
2	学識経験者	関西大学大学院会計研究科	教授・経済学博士	○宮本 勝浩
3	医師	社団法人吹田市医師会	副会長	川西 克幸
4	弁護士	きっかわ法律事務所		石原 麗央奈
5	税理士	近畿税理士会 吹田支部		高橋 勝彦
6	商工関係 (商工会議所)	マロニー株式会社	代表取締役社長	河内 幸枝
7	商工関係 (商工会議所)	トップ産業株式会社	取締役会長	松岡 繁二
8	市内企業関係	吹田ヤクルト販売株式会社	取締役名誉会長	高木 久美子
9	自治会関係	吹田市自治会連合協議会	吹二地区自治会連合 協議会 会長	大野 春治
10	自治会関係	吹田市自治会連合協議会	豊二地区連合自治会 会長	亀谷 拓治
11	労働団体関係	連合大阪吹摂地区協議会	事務局長	田中 宏一
12	労働団体関係	吹田地区労働組合連合会	事務局長	丹羽野 和夫
13	女性関係団体	社団法人大阪エイフボランティア ネットワーク吹田支部 吹田母子会	会長	西岡 昌佐子

◎印…会長

○印…会長職務代理者